



目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)

規則

- [地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(運転免許課\)](#)
- [銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則\(生活環境第一課\)](#)

管理規程

- [埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程\(がんセンター\)](#)

告示

- [インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [旅費システム等に係る維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [電子複写機用紙の購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [手術器材の単価契約に関する落札者等の公示\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [調理師試験の指定試験機関である法人の名称変更\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [上用水堰土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業郷台用水地区\(かながい排水事業\)の工事完了\(春日部農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業下赤岩地区\(湛水防除事業\)の工事完了\(春日部農林振興センター\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の事業計画の変更\(第2回\)\(市街地整備課\)](#)
- [現場写真作成装置用プリントパックの購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道日高狭山線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道日高狭山線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道三芳富士見線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道針ヶ谷岡線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [大久保浄水場浄水発生土収集運搬その1業務委託に関する落札者等の公示\(大久保浄水場\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部を改正する告示\(運転免許課\)](#)
- [銃砲刀剣類所持等取締法で規定する医師の指定\(生活環境第一課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査人の監査の事務を補助させようとする者\(監査第一課\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（地域政策課）

一 趣旨

大気汚染防止法及び生活保護法の一部改正に伴う規定の整備

二 内容

- (一) 大気汚染防止法の一部改正に伴い、同法の引用条項の繰下げが生じたことから、規定を整備する。
- (二) 生活保護法の一部改正に伴い、同法の引用条項に繰下げが生じたことから、規定を整備する。

三 施行期日

- (一) については平成二十六年六月一日
- (二) については平成二十六年七月一日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十項第一号事務の欄中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改める。

別表第六十一項第一号事務の欄2、同項第二号事務の欄2、同項第三号事務の欄2及び同項第六号事務の欄2中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、別表第二十項第一号事務の欄の改正規定は、同年七月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十八号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「主幹」の下に「、政策幹」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 5月30日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 5 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行規則（昭和41年 4月 6日公安委員会規則第 2号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1項第 1号中「第18条の 2の 2第 2項」を「第18条の 2の 3第 2項」に改め、同項第 3号中「運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書」を「特例更新申請書」に改め、「（第 4項において「更新期間前申請書」という。）」を削り、同条第 4項中「更新期間前申請書」を「特例更新申請書」に改める。

第26条第11項中「特定失効者」の次に「又は同項第 5号に規定する特定取消処分者」を加える。

別記様式第25の 2 及び別記様式25の 2の 2を次のように改める。

別記様式第25の2（第26条関係） 折り曲げ厳禁

証紙	証紙	証紙	証紙	優良	一般	3
(手数料貼付欄)				違反	初回	4
						5

運転免許証更新・講習受講申請書

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

太枠内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

ふりがな 氏名 (現在の氏名)	(姓) _____ (名) _____	男 ・ 女	生 年 月 日	大・昭・平	暗 証 番 号	1				
						年 月 日	2			
電話番号	自宅・携帯・呼出・勤務先			()						

免許証の写し										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記載事項変更届 本籍・国籍等、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。 (合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)					視 力	裸	左	・
本籍・国籍等						眼	右	・
						両眼	・	
住所 埼玉県					眼鏡等	左	・	
					右	・		
ふりがな氏名 (姓) _____ (名) _____					両眼	・		
					聴力	合・否		
生年月日 大・昭・平 年 月 日					運動能力	合・否		
新条件					深視力	裸眼	合・否	
						眼鏡等	合・否	
印字欄					視野 度			
交付年月日・照会番号 年 月 日					適性検査印			

質問票を読んで回答してください。
回答しない場合は更新手続きができません。

受付所属	署
登録者印	

別記様式第25の3中「講習申請書を
(特定失効者用)」

「講習申請書
(特定失効者・特定取消処分者用)」に、「はり付け」を「貼付け」に改める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

規 則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月30日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 6 号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則
の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「第 8 条第16項」を「第 5 条の 2 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県立がんセンター院内保育施設管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、病院事業の円滑な運営に資する目的で病院局（以下「局」という。）の職員の定着と確保を図るため、埼玉県立がんセンター（以下「病院」という。）に設置する院内保育施設（以下「保育施設」という。）の管理規程について、必要な事項を定めるものとする。

(保育施設の名称及び位置)

第二条 保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 埼玉県立がんセンター院内保育施設

位置 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地一

(設置者等)

第三条 保育施設は、病院事業管理者が設置し、病院の長がその管理を行うものとする。

(保育施設の運営)

第四条 保育施設の運営は、病院の長から当該運営の委託を受けた者が行うものとする。

(入園資格)

第五条 保育施設に入園する資格を有する者は、職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（職員が埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下「就業規程」という。）第十七条の規定に基づき職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十三条に規定する出産に係る特別休暇を取得して養育する乳幼児を除く。以下「乳幼児」という。）とする。

2 前項で規定する職員とは、病院及び埼玉県立精神医療センターの常勤職員をいう。ただし、局の事業の遂行上必要があると認められる場合は、この限りでない。

(入園の手続き)

第六条 乳幼児の保育に係る入園を希望する職員は、病院の長に対し、当該入園を希望する日の属する月の二ヶ月前の月初めまでに保育施設入園申込書（様式第一

号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(保育予定等の届け出)

第七条 前条の承認を受けた職員は、就業規程別表第二により勤務時間が割り振られたときは、当該割り振られた旨の通知がなされた日の属する月の二十六日までに、翌月の保育予定表(様式第二号)を病院の長に届け出なければならない。

2 職員は、前項の保育予定表について変更が生じたときは、速やかに、その旨を病院の長に届け出なければならない。

(延長保育)

第八条 第六条の承認を受けた職員で延長保育(基本保育を受けている乳幼児に対し、七時から八時まで又は十八時から十九時までの間に行う保育で一時間又は一月を単位とするものをいう。)を希望する者は、あらかじめ、その旨を病院の長に届け出なければならない。

(入園承認の取り消し)

第九条 病院の長は、第六条の承認を受けた職員が次の各号の一に該当するときは、保育施設の入園の承認を取り消すことができる。局の事業の遂行上必要があるときも同様とする。

- 一 保育料を三月分以上滞納しているとき
- 二 不正な行為によって保育施設に入園したとき
- 三 当該乳幼児の養育状況等が著しく変更され、入園の必要がないと認められるとき
- 四 その他保育施設管理運営上の指示に著しく違反したとき

(退園等)

第十条 第六条の承認を受けた職員で乳幼児の退園を希望する者は病院の長に対し、原則として、当該退園を希望する日の三十日前までに保育施設退園届(様式第三号)を提出し、その承認を求めなければならない。

2 病院の長は、入園中の乳幼児の疾病が他に伝染するおそれがあるとき、又は乳幼児の状態により保育が困難であると認められる場合は、当該乳幼児の療養又は退園を命ずることができる。

(保育料)

第十一条 保育施設を利用する者は、保育料を毎月指定された期限までに納入しなければならない。

2 前項の保育料の額は、別に病院事業管理者が定める。

(委任)

第十二条 この規定に定めるもののほか、保育施設の管理運営に関し必要な事項は、

別に病院の長が定める。

附 則

この規程は、平成二十六年六月一日から施行する。

保 育 施 設 入 園 申 込 書

平成 年 月 日

埼玉県立がんセンター病院長 様

所属・職名

氏 名

印

ふりがな		性 別	血液型	生年月日	入園希望日
児童名		男・女	型	平成 年 月 日	平成 年 月 日
保険証の種類と番号（児童分）					

現住所	〒	連 絡 先	自宅
			携帯
			職場

家 族 構 成

氏 名	続 柄	年 齢	勤務先の名称	勤務先の電話番号
		歳		
		歳		
		歳		
		歳		

緊急時の 連絡先	氏名（第1優先）	連絡先電話番号	氏名（第2優先）	連絡先電話番号

通園方法	自家用車・自転車・バス・電車・徒歩・その他（ ）
------	--------------------------

送迎者	職員本人・配偶者・その他（ ）
-----	-----------------

養育可能な同居人 (主たるもの1名)	【有 無】 有・無 ※「無」の場合、以下の項目は不要 【健康状態】 健康・要介護等(注) 【就労状況】 3交替(2交替)・その他変則勤務・変則勤務以外・未就労 【勤務時間】 フルタイム・フルタイム以外 ※同居人が就労している場合のみ回答
-----------------------	---

その他養育支援者 (主たるもの1名)	【有 無】 有・無 ※「無」の場合、以下の項目は不要 【住所地～職員自宅の所要時間】 () 分 【健康状態】 健康・要介護等(注)
-----------------------	---

特記事項	* 育休中等の方は、職場復帰予定日を記入。
------	-----------------------

(注)「要介護等」とは、要介護認定(要支援含む)を受けた者、身体障害手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けた者、もしくはこれに準ずる者を指す。

***同一世帯で2児目以降の保育希望者は保育児童ごとに作成のこと。2児目以降は太線枠のみ記入。**

※ 確 認 欄 (保育園が記入します)			
受 付 日	責任者印	担当者印	備 考

保 育 予 定 表

_____ 月分 所属 _____ 職員名 _____ 児童名 _____

日	曜	希望保育時間（日勤帯）	希望保育時間（夜間帯）	備 考
1		: ~ :	: ~ :	
2		: ~ :	: ~ :	
3		: ~ :	: ~ :	
4		: ~ :	: ~ :	
5		: ~ :	: ~ :	
6		: ~ :	: ~ :	
7		: ~ :	: ~ :	
8		: ~ :	: ~ :	
9		: ~ :	: ~ :	
10		: ~ :	: ~ :	
11		: ~ :	: ~ :	
12		: ~ :	: ~ :	
13		: ~ :	: ~ :	
14		: ~ :	: ~ :	
15		: ~ :	: ~ :	
16		: ~ :	: ~ :	
17		: ~ :	: ~ :	
18		: ~ :	: ~ :	
19		: ~ :	: ~ :	
20		: ~ :	: ~ :	
21		: ~ :	: ~ :	
22		: ~ :	: ~ :	
23		: ~ :	: ~ :	
24		: ~ :	: ~ :	
25		: ~ :	: ~ :	
26		: ~ :	: ~ :	
27		: ~ :	: ~ :	
28		: ~ :	: ~ :	
29		: ~ :	: ~ :	
30		: ~ :	: ~ :	
31		: ~ :	: ~ :	

注) この保育予定表により保育の計画を立てますので、毎月26日までに提出してください。

※ 確 認 欄（保育所が記入します）			
受 付 日	責任者印	担当者印	備 考

保 育 施 設 退 園 届

平成 年 月 日

埼玉県立がんセンター病院長 様

所属・職名

氏 名

印

ふりがな		性別	年齢	入 所 日	退所希望日
児童名		男・女	歳	平成 年 月 日	平成 年 月 日
退所理由					

※ 確 認 欄 (保育所が記入します)

受 付 日	責任者印	担当者印	備 考

告 示

埼玉県告示第七百九十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座 5 丁目15番 8 号
- 5 契約金額
36,676,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人正讃会
- 三 代表者の氏名
油科 正吾
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市稻荷四丁目二十番十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・者に対し、発達の促進、社会的自立を促し、生活を豊かなものにするための事業を行う。また、障がい児・者と一般市民との交流と相互理解を深め、障がい児・者の生活の質の向上を図り、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワクワクボード

三 代表者の氏名

小松 政敏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市けや木一丁目二十六番十八号S Tビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会にあつて、安心して老後を迎えることができる充実した社会保障制度及び地域社会の実現のために、市民が求める福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者及び障害者等の市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、より良い地域社会の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
旅費システム等に係る維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ジェイアール東日本情報システム 東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
- 5 契約金額
35,532,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子複写機用紙 25,060箱(A 4 判23,400箱、B 4 判260箱及びA 3 判1,400箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県会計管理課総務・物品管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15
番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 4 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所
溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町 1 丁目33番地
- 5 落札金額
30,511,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年 2 月12日

告 示

埼玉県告示第七百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
大 井 協 同 デ イ ケ ア	ふじみ野市ふじみ野 1 - 1 - 1 5	医 療 生 協 さいたま生活協同組合	通所リハビリテーション	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防通所リハビリテーション	
た か け ん	蕨市南町 4 - 4 2 - 2	株 式 会 社 高 梨 建 設	特定福祉用具販売	平成 26 年 5 月 1 日
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
グ ル ー プ ホ ー ム 花 み ず き	比企郡鳩山町今宿 1 4 6 - 1	株 式 会 社 ザ ・ ム ー バ ー	認知症対応型通所介護	平成 26 年 5 月 1 日
			介護予防認知症対応型通所介護	
ヘルパーステーション すまいる	狭山市入間川 3 - 1 3 - 3 2 - 1 0 8 グランパル狭山	有 限 会 社 ク レ イ ズ	介護予防訪問介護	平成 26 年 3 月 1 日
グ ル ー プ ホ ー ム 杜 の 家 あ い	入 間 市 森 坂 4 - 1 2	株 式 会 社 あ い	認知症対応型共同生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
戸田ケアコミュニティそよ風	戸田市氷川町 2 - 1 6 - 2 3	株 式 会 社 ユ ニ マ ッ ト そ よ 風	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 2 月 1 日
小規模多機能型居宅介護 楓の森	秩父市荒川上田野 7 6 6 - 1	社 会 福 祉 法 人 秩 父 正 峰 会	小規模多機能型居宅介護	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	
健 朗 ホ ー ム 美 穂 の 里	秩 父 市 上 町 1 2 - 1 2	株 式 会 社 ア ル フ ァ	小規模多機能型居宅介護	平成 26 年 5 月 1 日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	
第 2 通所リハビリテーションセンター はーとぴあ	南埼玉郡宮代町字山崎 4 7 8 - 9	医 療 法 人 社 団 一 恵 会	通所リハビリテーション	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防通所リハビリテーション	
ケアーズ訪問看護リハビリステーション東松山	東松山市本町 1 - 7 - 6 リゾンヤマイチ 1 0 1	ミチテラスプラン株式会社	訪 問 看 護	平成 26 年 4 月 1 日

			介護予防訪問看護	
訪問看護ステーションえみあす	狭山市富士見2-21-27	株式会社 エミアス	訪問看護	平成26年5月1日
			介護予防訪問看護	
ケアーズはすだ訪問看護リハビリステーション	蓮田市東5-8-61 まつしまやビル3F	株式会社 NHFコンサルティング	訪問看護	平成26年5月1日
			介護予防訪問看護	
モアナケア 草加	草加市谷塚2-27-3	株式会社 モアナケア	居宅介護支援	平成26年2月1日
医療法人社団絆会 三郷愛生クリニック	三郷市早稲田4-24-4 ジュネス稲垣204号	医療法人社団絆会	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
新越谷病院居宅介護支援事業所	越谷市元柳田町6-45	医療法人社団 明理会	居宅介護支援	平成26年5月1日
デイサービス さんすまいる	越谷市蒲生茜町11-6	株式会社 さんすまいる	通所介護	平成26年4月1日
			介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所 さんすまいる	越谷市蒲生茜町11-6	株式会社 さんすまいる	居宅介護支援	平成26年4月1日
医療法人社団 白報会 訪問介護ステーションしらこぼと越谷	越谷市大沢2-15-38 ハイツアートルム102号	医療法人社団 白報会	訪問介護	平成26年4月1日
			介護予防訪問介護	
居宅介護支援事業所 ウェルケアマネジメント春日部	春日部市栄町1-459 クローバーク2階	株式会社 ウェルオフ	居宅介護支援	平成26年4月1日
介護老人保健施設ケアタウンゆうゆう	蓮田市大字南新宿字宿994-1	医療法人 名圭会	訪問リハビリテーション	平成26年4月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	
訪問介護 ゆーもあ	飯能市双柳87-13 アウトレット103	株式会社 ソフトケアパートナー	訪問介護	平成26年4月1日
			介護予防訪問介護	

デイサービスセンターなごやか春日部	春日部市中央 5 - 7 - 1 2	株式会社 やまねメディカル	通 所 介 護	平成 25 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービスセンターなごやか北本	北本市西高尾 3 - 9 7 - 7	株式会社 やまねメディカル	通 所 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
早稲田イーライフむさし藤沢	入間市下藤沢 4 5 1 - 3	合 同 会 社 P & L	通 所 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
地域密着型特別養護老人ホーム楓の森	秩父市荒川上田野 7 6 6 - 1	社会福祉法人 秩父正峰会	地域密着型介護老人福祉施設	平成 26 年 4 月 1 日
指定訪問リハビリテーション ハーティーフタイム	上尾市平方 3 1 4 7 - 3	社会福祉法人 安誠福祉会	訪問リハビリテーション	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防訪問リハビリテーション	
ふるさとホーム桶川	桶川市大字上日出谷 9 7 7 - 1	株式会社 ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
リハビリデイサービス Hand's 一ノ割	春日部市一ノ割 1 - 1 8 - 1 7	有限会社 エヌ・ケー設計	通 所 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
デイサービススマイルSPA	加須市睦町 2 - 6 - 2 7	株式会社 KTコーポレーション	通 所 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
ライフアップサポート おたっしゃ倶楽部	秩父郡横瀬町大字横瀬 4 5 4 9 - 1	特定非営利活動法人 ライフアップサポート	通 所 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
ステップぱーとなー入間	入間市宮寺 4 0 4 3 - 8	有限会社 日産パーツ工業	通 所 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	

ケアステーションあすなる	狭山市中央1-49-34 エミールKUBOTA 1階A号室	有限会社 スマイルライフ・サポート	訪問介護	平成26年5月1日
			介護予防訪問介護	
デイサービスセンターソレイユ輝輝	熊谷市男沼65-1	株式会社 ショーメゾン	通所介護	平成26年5月7日
			介護予防通所介護	
デイサービス未来 南羽生	羽生市南羽生1-15-29	有限会社 篠田家具センター	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
訪問介護 ゆずの里	児玉郡上里町大字神保原町157-4	介護かみさと株式会社	訪問介護	平成26年5月7日
			介護予防訪問介護	
ケアステーション恵み	蕨市南町3-13-1 1F	ケアステーション株式会社	居宅介護支援	平成26年5月1日
リハビリポータルわらび	蕨市中央2-3-10	株式会社 ファインケア	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
坂戸地域福祉事業所いきいき駅前デイサービス	坂戸市溝端町1番地北坂戸団地1-5-101	企業組合 労協センター事業団	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
訪問介護ホームヘルプ一期の家坂戸	坂戸市清水町13-20	ケア・トラスト株式会社	訪問介護	平成26年5月1日
			介護予防訪問介護	
コスモ訪問看護リハビリステーション蓮田	蓮田市東5-8-28	株式会社 コスモ調剤薬局	訪問看護	平成26年5月1日
			介護予防訪問看護	
すこやか介護	鴻巣市前砂143-21	すこやか介護株式会社	訪問介護	平成26年4月1日
			介護予防訪問介護	

奉 恩	越谷市下間久里 8 8 6 - 2	株 式 会 社 奉 恩	訪 問 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
ホ ー ム ヘルプ サービス ソラスト草加	草加市草加 1 - 1 0 - 1 グリーンヒルズ 1 階	株 式 会 社 ソ ラ ス ト	訪 問 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
デイサービスセンターかぐや姫	深谷市小前田 2 6 7 0 - 1	社 会 福 祉 法 人 花 園 公 益 会	通 所 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
寧幸会居宅介護支援事業所	蕨市北町 5 - 1 2 - 5	社 会 福 祉 法 人 寧 幸 会	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 4 月 1 日
あ さ が お 上 尾	上尾市瓦葺 2 6 8 4 - 1	株 式 会 社 ウ イ ズ ネ ッ ト	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 5 月 1 日
デイサービスセンター遊・熊谷銀座	熊谷市銀座 1 - 1 1 5 - 1	株 式 会 社 ウ イ ズ ネ ッ ト	通 所 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
ウイズネットホームヘルプサービス熊谷銀座	熊谷市銀座 1 - 1 1 5 - 1	株 式 会 社 ウ イ ズ ネ ッ ト	訪 問 介 護	平成 26 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
あ さ が お 熊 谷 銀 座	熊谷市銀座 1 - 1 1 5 - 1	株 式 会 社 ウ イ ズ ネ ッ ト	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 5 月 1 日
居宅介護支援事業所 ころ	川口市三ツ和 1 - 1 2 - 4 三ツ和第一プラット 201 号室	株 式 会 社 相 場	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 4 月 1 日
ゆうま居宅介護支援事業所	川口市仲町 1 3 - 3 5	株 式 会 社 ス ノ ウ ・ フ ェ ア リ ー	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 4 月 1 日
愛の家訪問介護ステーション川口柳崎	川口市柳崎 5 - 1 5 - 7 トミタビル 1 階 A 号室	メ ディ カ ル ・ ケ ア ・ サ ー ビ ス 株 式 会 社	訪 問 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
デ イ サ ー ビ ス り あ ん	川口市坂下町 2 - 6 - 1 6 グリーンヒルハイツ 6 - 1 0 1	株 式 会 社 L i e n	通 所 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	

訪問看護ステーション シルバーライフ川口	川口市南鳩ヶ谷5-33-18 アーバンヒルズ306	ビルディング・マネジメント・ワークス・ジャパン株式会社	訪問看護	平成26年5月1日
			介護予防訪問看護	
ハッピーデイズ入間	入間市宮前町3-26	ワタミの介護株式会社	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
希望居宅介護支援事業所	川口市前川町4-747	希望居宅介護支援事業所合同会社	居宅介護支援	平成26年5月1日
夢サービス居宅介護支援事業所	川口市中青木1-5-2 パロンヒルズ1F	有限会社 夢サービス	居宅介護支援	平成26年5月1日
ウィル・新郷	川口市江戸3-25-5	キットカンパニー株式会社	小規模多機能型居宅介護	平成26年5月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	
ケア・カンパニー新郷	川口市江戸3-25-5	キットカンパニー株式会社	認知症対応型通所介護	平成26年5月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	
ケア・アシスト南栗橋	久喜市南栗橋4-11-4 ラフィーネ 101号	医療法人 三和会	居宅介護支援	平成26年5月1日
日高市高麗地域包括支援センター	日高市武蔵台1-26-8	社会福祉法人 武蔵会	介護予防支援	平成26年4月1日
ひだかK&F 訪問看護ステーション	日高市高萩646-1	K & F 株式会社	訪問看護	平成26年4月1日
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問看護	
			介護予防居宅療養管理指導	
ゆずの木薬局	入間郡毛呂山町中央2-2-8	株式会社 ゆずの木薬局	居宅療養管理指導	平成26年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
らんざん薬局	比企郡嵐山町太郎丸134	有限会社 アールアンドティー	居宅療養管理指導	平成26年5月12日

			介護予防居宅療養管理指導	
そうごう薬局 北越谷店	越谷市北越谷 2 - 4 - 2 5	総合メディカル株式会社	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
なのはなさくら調剤薬局	北葛飾郡松伏町上赤岩 8 4 1 - 4	株式会社 エムアイコーポレーション	居宅療養管理指導	平成 26 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局 寄居富田店	大里郡寄居町富田 3 2 5 0 - 3	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成 26 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
イオン薬局 春日部店	春日部市下柳 4 2 0 - 1	イオンリテール株式会社	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
鈴木薬局 春日部店	春日部市藤塚 1 2 2 3	クラフト株式会社	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 蕨塚越薬局	蕨市塚越 6 - 5 - 1 2	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス せんげん台薬局	越谷市千間台西 1 - 9 - 7	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 大袋西口薬局	越谷市大字袋山 1 3 2 6 - 2	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 豊春東口薬局	春日部市上蛭田 4 8 1 - 1	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	

ドラッグセイムス 春日部大場薬局	春日部市大場 9 2 9 - 1	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 鴻巣薬局	鴻巣市天神 4 - 5 - 2 3	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 加須東栄薬局	加須市東栄 2 - 4 - 2 8	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 星の宮薬局	所沢市星の宮 2 - 7 - 2 2	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 所沢松井薬局	所沢市上安松 1 2 8 6 - 3	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス エージオ・タウン薬局	上尾市宮本町 3 - 2 エージオ・タウン 1 0 5	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 北上尾東口薬局	上尾市原新町 1 8 - 1 4	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
あい薬局 桶川店	桶川市若宮 1 - 1 - 8	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 朝霞駅前薬局	朝霞市仲町 2 - 1 - 6 - 1 0 2	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 草加氷川町薬局	草加市氷川町 8 2 5	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日

				介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 草加住吉薬局	草加市住吉1-5-2 FTビル1階	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 西武ひばりが丘薬局	新座市栗原5-12-17	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 戸田新曽薬局	戸田市大字新曽字芦原2235	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 中宗岡1丁目薬局	志木市中宗岡1-9-37	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 毛呂山薬局	入間郡毛呂山町毛呂本郷1205-1	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 久喜本町薬局	久喜市本町1-1-16	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 原町薬局	川口市原町4-19	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 柳崎1丁目薬局	川口市柳崎1-30-3	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		
ドラッグセイムス 前川2丁目薬局	川口市前川2-39-1	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成26年4月1日	
			介護予防居宅療養管理指導		

ドラッグセイムス 熊谷中西薬局	熊谷市中西 2 - 9 - 3 6	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドラッグセイムス 三郷中央薬局	三郷市三郷中央地区 8 1 街区 1 画地谷中 4 9 2	株式会社 富士薬品	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
のぞみ行田薬局	行田市門井町 3 - 6 - 2 9	株式会社 のぞみ調剤	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
川口薬剤師会 西新井宿薬局	川口市西新井宿 2 3 6 - 1	川口薬剤師事業協同組合	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
レモン薬局伊奈店	北足立郡伊奈町小室 3 8 9 - 5	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
レモン薬局伊奈 2 号店	北足立郡伊奈町小室 7 6 7 - 9	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	居宅療養管理指導	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
岩下悦郎消化器内科クリニック	所沢市北有楽町 2 4 - 5	岩 下 悦 郎	訪問看護	平成 26 年 4 月 1 日
			訪問リハビリテーション	
			通所リハビリテーション	
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問看護	
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防居宅療養管理指導	

木下の介護 川口	川口市八幡木1-13-12	株式会社 木下の介護	訪問介護	平成26年4月1日
			介護予防訪問介護	
木下の介護 川口	川口市八幡木1-13-12	株式会社 木下の介護	居宅介護支援	平成26年4月1日
アシスト デイサービス	久喜市久喜中央4-9-20	株式会社 アットメディカル	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
介護老人保健施設 あいの郷	羽生市桑崎196-1	埼玉医療生活協同組合	通所リハビリテーション	平成26年2月1日
			短期入所療養介護	
			居宅介護支援	
			介護老人保健施設	
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
茶話本舗 デイサービス 茶樹	狭山市水野570-6	株式会社 BestOasis	通所介護	平成26年5月1日
医療法人満月会 大月デンタルケア	富士見市鶴間3530-11	医療法人満月会	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 アリオ川口店	川口市並木元町1-79 イト-ヨーカド-1F	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 行田店	行田市持田393-4	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 行田新店	行田市持田421-1	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 坂戸店	坂戸市南町31-8	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 川口店	川口市西新井宿301-12	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 川口栄町店	川口市栄町1-18-10	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 川口北店	川口市木曾呂1308-3	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 アインズ&トルペ川口店	川口市栄町3-7-1 川口キャスティ3階	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 熊谷店	熊谷市上之3851-5	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイン薬局 川口青木店	川口市青木1-18-2 明和ビル1階	株式会社 アインファーマシーズ	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
上尾甦生病院 指定居宅介護支援事業所「ささえ」	所在地	上尾市大字地頭方421-1	上尾市大字地頭方420-8	居 宅 介 護 支 援
ケアマネージャー事務所サーバント富士見	名 称	ケアマネージャー事務所サーバント	ケアマネージャー事務所サーバント富士見	居 宅 介 護 支 援
明 戸 大 塚 医 院	所在地	熊谷市大麻生1396	熊谷市川原明戸569	居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
	名 称	大 塚 医 院	明 戸 大 塚 医 院	居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 し ん せ つ	所在地	川口市大字安行藤八536-3	川口市戸塚6-16-11	居 宅 介 護 支 援
有 限 会 社 ウ ェ ル フ ェ ア	所在地	川口市大字安行藤八536-3	川口市戸塚6-16-11	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				特 定 福 祉 用 具 販 売
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				福 祉 用 具 貸 与
ヘルパーステーションしんせつ	所在地	川口市大字安行藤八536-3	川口市戸塚6-16-11	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
ジ ャ パ ン ケ ア 北 越 谷	所在地	越谷市北越谷4-23-8 北越谷1F	越谷市北越谷1-18-2	居 宅 介 護 支 援
茶 話 ス リ ー ベ ル デ イ 志 木	名 称	茶話本舗デイサービス志木	茶話スリーベルデイ志木	通 所 介 護
社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会中丸デイサービスセンター	所在地	ふじみ野市福岡1-2-5	ふじみ野市中丸2-2-13	介 護 予 防 通 所 介 護
				通 所 介 護
	名 称	かみふくおか中央デイサービスセンタ	社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会中丸デイサービスセンター	介 護 予 防 通 所 介 護

				通 所 介 護
茶 話 ス リ ー ベ ル デ イ 朝 霞	名 称	茶話本舗デイサービス朝霞	茶話スリーベルデイ朝霞	通 所 介 護
日 高 市 高 萩 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	名 称	日高市東部地域包括支援センター	日高市高萩地域包括支援センター	介 護 予 防 支 援
在 宅 支 援 セ ン タ ー 悠 友	所 在 地	春日部市一ノ割4-16-2第2ガレージ以上沖1-102	春日部市一ノ割4-15-7-4	居 宅 介 護 支 援
ア マ - ブ レ	所 在 地	越谷市南越谷4-20-8	越谷市七佐町1-26-8	居 宅 介 護 支 援
	名 称	かいご915南越谷	ア マ - ブ レ	居 宅 介 護 支 援
ウ エ ル シ ア 薬 局 深 谷 上 野 台 店	名 称	ナガタ薬局深谷上野台店	ウエルシア薬局深谷上野台店	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
				居 宅 療 養 管 理 指 導
ウ エ ル シ ア 薬 局 行 田 谷 郷 店	名 称	ウエルシア薬局ナガタ谷郷店	ウエルシア薬局行田谷郷店	居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
日 生 定 期 巡 回 サ ー ビ ス 八 潮	名 称	日生定期巡回・随時対応型訪問介護看護八潮	日生定期巡回サービス八潮	定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護

告 示

埼玉県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
岩下悦郎消化器内科クリニック	所 沢 市 北 有 楽 町 2 4 - 1 0	訪 問 看 護	平成 26 年 3 月 31 日
		訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
		居 宅 療 養 管 理 指 導	
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
		介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
西 新 井 宿 薬 局	川 口 市 西 新 井 宿 2 3 6 - 1	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
レモン薬局 伊奈店	北 足 立 郡 伊 奈 町 小 室 3 8 9 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
レモン薬局 伊奈2号店	北 足 立 郡 伊 奈 町 小 室 7 6 7 - 9	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ゆ ず の 木 薬 局	入 間 郡 毛 呂 山 町 中 央 2 - 2 - 8	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ひ ろ せ 西 武 薬 局	狭 山 市 広 瀬 東 3 - 1 3 - 1 8	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ハートフルデイサービスセンター	入 間 市 宮 前 町 3 - 2 6	通 所 介 護	平成 26 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	

大井協同デイサービス	ふじみ野市ふじみ野 1 - 1 - 1 5	通 所 介 護	平成 26 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
ジャパンケア熊谷	熊谷市中西 2 - 3 - 8 中村荘 1 0 1 号室	訪 問 介 護	平成 26 年 5 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 介 護	

告 示

埼玉県告示第八百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
あまの メディカルクリニック	早 川 雅 之	蓮 田 市 見 沼 町 9 - 1	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人社団 T M G 宗岡中央病院	医 療 法 人 社 団 武 蔵 野 会	志 木 市 上 宗 岡 5 - 1 4 - 5 0	平成 26 年 4 月 1 日
北 戸 田 駅 前 み と お か 眼 科	三 戸 岡 克 哉	戸 田 市 新 曽 2 2 2 0 - 1 北 戸 田 フ ァ ー ス ト ゲ ー ト タ ワ ー 2 F	平成 26 年 5 月 14 日
医療法人社団 絆会 三郷愛生クリニック	医 療 法 人 社 団 絆 会	三 郷 市 早 稲 田 4 - 2 4 - 4 ジ ュ ネ ス 稲 垣 2 0 4 号	平成 26 年 5 月 1 日
岩下悦郎 消化器内科クリニック	岩 下 悦 郎	所 沢 市 北 有 楽 町 2 4 - 5	平成 26 年 4 月 1 日
明 戸 大 塚 医 院	医 療 法 人 麻 葉 会	熊 谷 市 川 原 明 戸 5 6 9	平成 26 年 4 月 7 日
医療法人社団 埼玉忠禎会 愛クリニック	医 療 法 人 社 団 埼 忠 禎 会	所 沢 市 大 字 中 新 井 字 富 士 見 台 6 2 0 - 1	平成 26 年 4 月 15 日
医療法人社団 桜友会 所沢ハートセンター	医 療 法 人 社 団 桜 友 会	所 沢 市 上 新 井 2 - 6 1 - 1 1	平成 26 年 4 月 1 日
医療法人 良仁会 桜ヶ丘病院	医 療 法 人 良 仁 会	深 谷 市 国 濟 寺 4 0 8 - 5	平成 26 年 4 月 5 日
ふ く ろ う の 診 療 所	武 井 秀 樹	飯 能 市 落 合 5 2 7 - 1	平成 26 年 5 月 1 日
は ぎ む ら 眼 科	医 療 法 人 社 団 博 陽 会	上 尾 市 壺 丁 目 3 6 7 ア リ オ 上 尾 2 階	平成 26 年 4 月 1 日
や ぐ ち 歯 科 医 院	医 療 法 人 Y D C	春 日 部 市 粕 壁 5 1 4 3	平成 26 年 4 月 1 日
根 岸 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	根 岸 光 雅	北 本 市 山 中 1 - 1 6 6	平成 26 年 4 月 1 日
樹 モ ー ル 歯 科	小 林 真 人	川 口 市 栄 町 3 - 1 0 - 1 3 - 1 F	平成 26 年 4 月 1 日
わ た し の 歯 医 者 さ ん	田 幡 壮	朝 霞 市 朝 志 ヶ 丘 4 - 1 - 1 メ ゾ ン ソ レ イ ユ 1 F	平成 26 年 4 月 1 日
ラフィネデンタルクリニック 上尾原市	堀 口 美 和	上 尾 市 原 市 5 7 6	平成 26 年 4 月 24 日
草 加 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	梅 原 久 嗣	草 加 市 住 吉 1 - 7 - 7 オ ー ク 第 一 ビ ル 1 F	平成 26 年 5 月 1 日

ドラッグセイムス ふじみ野薬局	株式会社 富士薬品	ふじみ野市大井 2 - 7 - 9	平成 26 年 5 月 1 日
ゆずの木薬局	株式会社 ゆずの木薬局	入間郡毛呂山町中央 2 - 2 - 8	平成 26 年 4 月 1 日
鈴木薬局 春日部店	クラフト株式会社	春日部市藤塚 1 2 2 3	平成 26 年 4 月 1 日
すみれ薬局 上福岡	株式会社 タウンメディカル	ふじみ野市大原 2 - 1 - 1 7	平成 26 年 4 月 1 日
ポプラ薬局 見沼店	有限会社 ティージェイケイ	蓮田市見沼町 9 - 1	平成 26 年 5 月 1 日
昭和堂薬局	株式会社 ドマーニ	越谷市中町 1 0 - 2 6	平成 26 年 2 月 1 日
株式会社 ラビット薬局 所沢店	株式会社 ラビット薬局	所沢市中新井 6 2 0 - 2	平成 26 年 4 月 15 日
川口薬剤師会 西新井宿薬局	川口薬剤師事業協同組合	川口市西新井宿 2 3 6 - 1	平成 26 年 4 月 1 日
のぞみ行田薬局	株式会社 のぞみ調剤	行田市門井町 3 - 6 - 2 9	平成 26 年 4 月 1 日
レモン薬局 せんげん台店	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	越谷市上間久里 1 0 2 8 - 1	平成 26 年 4 月 1 日
レモン薬局 伊奈店	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	北足立郡伊奈町小室 3 8 9 - 5	平成 26 年 4 月 1 日
レモン薬局 伊奈 2 号店	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	北足立郡伊奈町小室 7 6 7 - 9	平成 26 年 4 月 1 日
レモン薬局 下間久里店	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	越谷市下間久里 9 9 8 - 1	平成 26 年 4 月 1 日
a b c 薬局 せんげん台店	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	越谷市上間久里 1 0 4 1 - 1	平成 26 年 4 月 1 日
らんざん薬局	有限会社 アールアンドティー	比企郡嵐山町太郎丸 1 3 4	平成 26 年 5 月 1 日
狭山ヶ丘薬局	有限会社 クローバー	所沢市若狭 4 - 2 4 7 5 - 1 0	平成 26 年 4 月 1 日
朝霞地区薬剤師会会営薬局	有限会社 シティファーム	和光市諏訪 4 - 1 0	平成 26 年 4 月 1 日
ウエルシア薬局 寄居富田店	ウエルシア関東株式会社	大里郡寄居町富田 3 2 5 0 - 3	平成 26 年 5 月 1 日
コスモ訪問看護リハビリステーション 蓮田	株式会社 コスモ調剤薬局	蓮田市東 5 - 8 - 2 8	平成 26 年 5 月 1 日

ひだか K&F 訪問看護ステーション	K & F 株式会社	日高市高萩 6 4 6 - 1	平成 26 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション シルバーライフ川口	ビルディング・マネジメント・ワークス・ジャパン株式会社	川口市南鳩ヶ谷 5 - 3 3 - 1 8 アーバンヒルズ 3 0 6	平成 26 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション えみあす	株式会社 エミアス	狭山市富士見 2 - 2 1 - 2 7	平成 26 年 5 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
武内 正美		ひまわり接骨院	上尾市谷津 2 - 2 - 2 0 加藤ビル 1 F	平成 26 年 4 月 1 日
伊堂寺 利志		ゆきはな整骨院	茨城県古河市茶屋新田 3 5 5	平成 26 年 5 月 1 日
小西 誠		やすらぎ接骨院	所沢市緑町 1 - 2 1 - 2 5	平成 26 年 4 月 1 日
荻原 雄介		あをい整骨院	川口市宮町 8 - 2 9	平成 26 年 4 月 1 日
堀井 雄貴		ほりい整骨院	春日部市藤塚 2 3 0 1 - 1 7	平成 26 年 4 月 22 日
橋口 和之		水天宮メディカル整骨院	中央区日本橋蛸殻町 1 - 2 9 - 6 水天宮前東急ビル 1 階 B	平成 26 年 4 月 3 日
渡邊 義明		ワセダ鍼灸マッサージ院	台東区東上野 1 - 2 0 - 5 サスガビル 1 F	平成 26 年 4 月 14 日
福島 千知		株式会社 アメニティーサービスさいたま営業所	さいたま市見沼区東大宮 4 - 2 6 - 3 - 2 0 1	平成 26 年 4 月 14 日
下平 秀樹		ういず治療院 大宮	さいたま市北区奈良町 3 9 - 4	平成 26 年 5 月 1 日
瀧島 優子			所沢市松郷 7 5 - 2 5	平成 26 年 5 月 15 日
小菅 二雄		株式会社 L i e n	川口市東本郷 1 1 4 7 - 3	平成 26 年 5 月 1 日

告 示

埼玉県告示第八百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
横 山 内 科 循 環 器 科 医 院	名 称	門 脇 医 院	横 山 内 科 循 環 器 科 医 院
さくらケア訪問看護リハビリテーション	名 称	永沼ひろゆき訪問看護リハビリテーション	さくらケア訪問看護リハビリテーション

告 示

埼玉県告示第八百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医 療 法 人 麻 葉 会 大 塚 医 院	熊 谷 市 大 麻 生 1 3 9 6	平 成 26 年 4 月 6 日
朝 霞 地 区 薬 剤 師 会 会 営 薬 局	和 光 市 諏 訪 4 - 1 0	平 成 26 年 3 月 31 日
西 新 井 宿 薬 局	川 口 市 西 新 井 宿 2 3 6	平 成 26 年 3 月 31 日
武 州 歯 科 医 院	入 間 郡 毛 呂 山 町 長 瀬 1 8 7 5 - 1	平 成 26 年 5 月 2 日
医 療 法 人 社 団 桜 友 会 所 沢 ハ ー ト セ ン タ ー	所 沢 市 上 新 井 2 丁 目 6 1 番 地 1 1	平 成 26 年 3 月 31 日
レ モ ン 薬 局 せ ん げ ん 台 店	越 谷 市 上 間 久 里 1 0 2 8 - 1	平 成 26 年 3 月 31 日
レ モ ン 薬 局 伊 奈 店	北 足 立 郡 伊 奈 町 小 室 3 8 9 - 5	平 成 26 年 3 月 31 日
西 武 薬 局	狭 山 市 入 間 川 4 - 1 6 - 2 3 プ ロ ス ピ リ テ ィ 狭 山 1 階	平 成 26 年 4 月 30 日
ひ ろ せ 西 武 薬 局	狭 山 市 広 瀬 東 3 - 1 3 - 1 8	平 成 26 年 4 月 30 日
越 谷 中 町 歯 科 ク リ ニ ッ ク	越 谷 市 中 町 8 - 1 7	平 成 26 年 5 月 9 日
鈴 木 薬 局 春 日 部 店	春 日 部 市 藤 塚 1 2 2 3	平 成 26 年 3 月 31 日
昭 和 堂 薬 局	越 谷 市 中 町 1 0 - 2 6	平 成 26 年 1 月 31 日
す み れ 薬 局 上 福 岡	ふ じ み 野 市 大 原 1 - 1 3 - 7 上 福 岡 J O Y 1 0 3	平 成 26 年 3 月 31 日
や ぐ ち 歯 科 医 院	春 日 部 市 粕 壁 5 1 4 3	平 成 26 年 3 月 31 日
ふ く ろ う の 診 療 所	飯 能 市 落 合 2 9 0 - 4 N P O ぬ く も り 福 社 会 た ん ぼ ぼ 内	平 成 26 年 3 月 31 日
レ モ ン 薬 局 伊 奈 2 号 店	北 足 立 郡 伊 奈 町 小 室 7 6 7 - 9	平 成 26 年 3 月 31 日

医療法人良仁会 桜ヶ丘病院	深谷市上野台 4 7 7	平成 26 年 4 月 5 日
志木市立市民病院	志木市上宗岡 5 - 1 4 - 5 0	平成 26 年 3 月 31 日
松山耳鼻咽喉科	春日部市中央 5 - 1 - 1 4	平成 26 年 3 月 31 日
ゆずの木薬局	人間郡毛呂山町中央 2 - 2 - 8	平成 26 年 3 月 31 日
草加市休日急患歯科診療所	草加市中央 1 - 5 - 2 2	平成 26 年 4 月 1 日
レモン薬局 下間久里店	越谷市下間久里 9 9 8 - 1	平成 26 年 3 月 31 日
a b c 薬局 せんげん台店	越谷市上間久里 1 0 4 1 - 1	平成 26 年 3 月 31 日
岩下悦郎消化器内科クリニック	所沢市北有楽町 2 4 - 1 0	平成 26 年 3 月 31 日
藤田小児科	人間市豊岡 1 - 8 - 1 - 3 1 1	平成 25 年 12 月 3 日
狭山ヶ丘薬局	所沢市若狭 4 - 2 4 6 8 - 1 5	平成 26 年 3 月 31 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
田熊 英介		たぐま接骨院	行田市佐間 1 - 7 - 2	平成 25 年 5 月 8 日

告 示

埼玉県告示第八百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当
埼玉県上尾市西貝塚148番 1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地 3
- 5 落札金額
57,281,094円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年 2月14日

告示

埼玉県告示第八百五号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第二条の二第二項の規定により、指定試験機関である社団法人調理技術技能センターの名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 変更後の指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

二 変更の年月日

平成二十六年四月一日

告示

埼玉県告示第八百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部ショッピングセンター

埼玉県春日部市粕壁東二 十七 六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）春日部三井ショッピングセンター

（変更後）春日部ショッピングセンター

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ロビンソン百貨店 代表取締役 浅野俊之

埼玉県春日部市粕壁東二 五 一 外 計四十三者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五 二番町センタービル

ハ 変更年月日

平成二十六年三月二十八日外

ニ 届出年月日

平成二十六年四月二十二日

二 縦覧期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カマイ熊谷原島店

埼玉県熊谷市原島千二百四十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ゲオ熊谷原島店

（変更後）カマイ熊谷原島店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ゲオグローバル 代表取締役 沢田喜代則

東京都港区芝五丁目二十七番一号

（変更後）株式会社カマイ 代表取締役 佃健志

山梨県甲府市西高橋町百三十四番地の一

ハ 変更年月日

平成二十六年三月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十六年五月九日

二 縦覧期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カムイ熊谷原島店

埼玉県熊谷市原島千二百四十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千三百九十五平方メートル

（変更後）二千七十二平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から翌午前二時

（変更後）午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から翌午前二時三十分

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前十時から午後四時

（変更後）午前十時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十七年一月十日

二 届出年月日

平成二十六年五月九日

二 縦覧期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
上用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大塚 宏	埼玉県東松山市大字下青鳥七百九十五番地
同	渡邊 達男	同 上野本千七百三十三番地
同	原 幸治	同 二十五番地
同	金井塚 永一	同 下青鳥百十一番地一
同	屋代 一夫	同 下野本六百七十八番地
同	野澤 久雄	同 上野本六百六十五番地
同	野口 清二	同 葛袋二百二十八番地一
同	吉川 博英	同 上野本五百四十六番地
同	岸 澤輝	同 千二百七十七番地
同	大塚 汎	同 同 四百九十三番地
監事	岩崎 勝	同 下青鳥百四十二番地
同	岸 澤寛	同 上野本二千二百七十三番地二
同	野村 孝行	同 若松町一丁目十七番地十六

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大塚 宏	埼玉県東松山市大字下青鳥七百九十五番地
同	渡邊 達男	同 上野本千七百三十三番地
同	小林 勲	同 同 千二百八十七番地四
同	岩崎 紘一	同 同 下青鳥百四十三番地
同	内野 陽中	同 同 下野本千六百九十番地二
同	大澤 勝治	同 同 上野本四百九十四番地一
同	原 正夫	同 同 三十六番地
同	野口 一夫	同 同 葛袋二百七番地
同	吉川 博英	同 同 上野本五百四十六番地
同	野沢 用一	同 同 九百二番地二

同	同	監
		事
市	関	金
川	根	井
	一	塚
清	男	永
		一
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	上	下
同	野	青
同	本	鳥
同	千	百
同	二	十
同	百	一
同	九	番
同	十	地
同	四	一
同	番	
同	地	

告 示

埼玉県告示第八百十号

県営土地改良事業郷台用水地区（かんがい排水事業）の工事を平成十八年三月二十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十一号

県営土地改良事業下赤岩地区（湛水防除事業）の工事を平成二十年三月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十二号

平成二十五年埼玉県告示第千二百三十七号で公示した公共測量（数値地形図データ作成、地図情報レベル二五〇〇）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十三号

平成二十六年埼玉県告示第三百四十六号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十六年三月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十四号

平成二十六年埼玉県告示第七百号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十五号

平成二十六年埼玉県告示第三十二号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十六号

平成二十五年埼玉県告示第千三百九十八号で公示した公共測量(都市計画図修正)は、平成二十六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百十七号

平成二十五年埼玉県告示第千二百十五号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第八百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
栃谷沢	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
山井沢 1	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
山井沢 2	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
山居（右）	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山居	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
山居（左）	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷 3	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西ノ入 1	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

					県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
扇町屋 1 1				平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
扇町屋 1 2				平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
高倉 2				平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
扇町屋 2				平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

					土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
扇谷沢				平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
山井沢 1				平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。
山居（右）				平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。

山居 5	山居 4	山居 3	山居 2	山居 1	柿平 2 1	山居 7	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>栃谷 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>栃谷 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>立ヶ瀬</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>保田原 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>保田原 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>露梨子 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

高倉 1 3	高倉 1 2	高倉 1 1	近戸 1	巴 3	巴 2	巴 1
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊						
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

扇町屋 1 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
扇町屋 1 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
高倉 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
扇町屋 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

告 示

埼玉県告示第八百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 六 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字安行字宮前八百五十番一 外三十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百三十七立方メートル

浸透効果量 〇・〇六八立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第八百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保千百番地一

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 変更認可の年月日

平成二十六年五月三十日

告 示

埼玉県告示第八百二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

現場写真作成装置用プリントパック 予定数量3,810箱

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日(火)まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、入札者が見積もった単価に本県が示す予定数量を乗じた総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2247

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月9日(水)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月8日(火)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月9日(水)午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年7月9日(水)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成26年7月2日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年6月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased Purchase of Photographic paper for picture making device
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.July 9, 2014 By mail;5:00p.m. July 8, 2014 In person;10:30 a.m. July 9, 2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 日高狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五番七地先まで	狭山市大字根岸字西久保五 四五番一地从から	区 間
一一一・一五〇	九・五〇〇 一〇・六五	敷地の幅員 (メートル)
	五九・一〇	延長 (メートル)
である。	交通安全対策事業	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

<p>日高狭山線</p>	<p>路線名</p>
<p>狭山市大字根岸字西久保五四五番一地从先から同市大字根岸字西久保五四五番七地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年五月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業である。 平成二十六年五月三十日埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号で告示した道路区域の供用開始である。 延長五九・一〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 三芳富士見線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六二番一五地先	富士見市鶴瀬東一丁目二六	区 間
九・六〇） 一一・	七・二	敷地の幅員 （メートル）
	一四・二三	延長 （メートル）
る。	歩道整備事業によ	備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

<p>路線名</p>	<p>針ヶ谷岡線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市針ヶ谷字中原八一四番一地先から 同市山河字宅地町五二二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年五月三十日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年三月二十九日埼玉 県熊谷県土整備事務所長告示第 二号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長一、一六四・一八メートル</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 惣新田幸手線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字神扇字五反割七三三番一 地先から同市大字神扇字五反割七三 三番二地先まで		区 間
二七・〇〇〇	二七・〇〇〇 三二・七七	敷地の幅員 (メートル)
二七・五六		延長 (メートル)
道路の一部を区域除外するものであ る。		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年一月二十一日

指令川建セ第二五〇一二六〇号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十六日

川建セ第二六〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百十九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目二十四番十九号 スーバンビルD二〇二号

飯島 康裕

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十五年九月二十五日

指令川建セ第二五 七二 号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十七日

川建セ第二六 二一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三五六三番三、三六五四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市中央区新都心三番一

日本郵便株式会社 関東支社 関東支社長 佐野公紀

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

第一号	番 指 号 定
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	道 指 路 定 の に 種 係 類 る
平成二十六年五月 十五日	指 定 の の 年 年 月 月 日 日
埼玉県飯能市笠縫三百三十六 三から 三百四十八 一まで	指 定 に に 係 係 る る 道 道 路 路 の の 位 位 置 置
三十八・八	道 指 路 定 の に 延 係 長 る (単位メートル)
五・〇から六・〇	道 指 路 定 の に 幅 係 員 る (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

<p style="text-align: center;">第二号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 に 係 る 道 路 の 種 類</p>
<p style="text-align: center;">平成二十六年五月 十五日</p>	<p style="text-align: center;">指 定 の 年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">埼玉県飯能市双柳八百八十五 八百八十六 七まで 埼玉県飯能市双柳八百八十五 一から 八百九十まで</p>	<p style="text-align: center;">指 定 に 係 る 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">二十七・八 三十一・八</p>	<p style="text-align: center;">指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単位メートル)</p>
<p style="text-align: center;">九・〇 五・〇から六・〇</p>	<p style="text-align: center;">指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単位メートル)</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十二月二十四日

指令川建セ第二五〇一一八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十七日

川建セ第二六〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字角山字五反田八百七十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市伊豆の山町五番地十九 ヴァレンシア一〇一号室

飯塚 利也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五 九八 号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十八日

川建セ第二六 二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字金光地五三五二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市芦山町一二番地八 ベルクレール三 二号室

橋本淳一・橋本由美子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年四月二十一日

指令越建セ第二五〇〇九三〇号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十七日

越建セ第一〇七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島字二本木六百三十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 山本重穂

告 示

埼玉県公営企業告示第三十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 一般競争入札の落札者等

(1) 業務委託の名称

26 大委第 7-1-1 号 浄水発生土収集運搬その 1 業務委託

(2) 入札の公告を行った日

平成 26 年 3 月 24 日

(3) 契約の相手方を決定した日

平成 26 年 5 月 12 日

(4) 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 博

茨城県古河市高野 905 番地の 1

(5) 契約金額

1 トン当たり 2,268 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 発注機関の名称及び住所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 番地

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年六月五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 県議会平成二十六年六月定例会提出予定案件について
- ロ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任命について
- ハ 埼玉県社会教育委員の任免について
- ニ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第113号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号(自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示)の一部を次のように改正し、平成26年6月1日から施行する。

平成26年5月30日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

別表中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

告 示

埼玉県公安委員会告示第117号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第4号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成26年5月30日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地	診断の対象者
山内 俊雄	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
岡島 宏明	社会福祉法人毛呂病院	同 上	
大平 英範	医療法人緑光会東松山病院	東松山市大字大谷4160番地2	
相川 博	大宮西口メンタルクリニック	さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階	
同 上	同 上	同 上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
奥平 智之	医療法人山口病院	川越市脇田町16番地13	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
佐藤 龍司	医療法人社団心司会クリニックしょうわ	春日部市下柳1088番地	
根岸 輝彦	医療法人社団彩輝会ねぎし内科・神経内科クリニック	さいたま市中央区下落合2丁目19番16号	

告示

埼玉県選管告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人全和会 介護老人保健施設 ビッラ・ベッキ	埼玉県秩父市寺尾二千七百四十四番地
ア		

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人工藤道弘の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文
 埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫
 埼玉県監査委員 鈴 木 弘 夫
 埼玉県監査委員 本 木 茂 弘

氏 名	補助する者の住所	補助できる期間
江口 俊治	埼玉県さいたま市南区太田窪四丁目十七番二十二号 ライオンズマンション浦和第三六〇六号	平成二十六年五月三十日～ 平成二十七年三月三十一日
長内 温子	埼玉県草加市草加二丁目十九番九号	平成二十六年五月三十日～ 平成二十七年三月三十一日
金子 由里子	埼玉県さいたま市桜区大字白楸七百七十番地四	平成二十六年五月三十日～ 平成二十七年三月三十一日
土屋 文実男	埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十五番十六号一二〇四	平成二十六年五月三十日～ 平成二十七年三月三十一日
福菌 健	埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目六番二十三―四〇六号	平成二十六年五月三十日～ 平成二十七年三月三十一日
森山 謙一	埼玉県さいたま市南区别所七丁目一番三十三号一―五〇二	平成二十六年五月三十日～ 平成二十七年三月三十一日

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十四年度及び平成二十五年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年五月三十日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務管理の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
防災備蓄について【報告書260ページ】	<p>【指摘9】在庫管理規定の整備と実地棚卸の実施体制を早急に整備すべき</p> <p>備蓄品の在庫管理に係る体制が整備されていないことは重要な問題である。備品の在庫管理は県全体で方針を整備すべきであり、かつ適正な運用が不可欠である。在庫管理の基本は、数量管理である。そのため「あるべき数量」と「実際数量」とを突き合わせる実地棚卸は不可欠な手続きである。また、実地棚卸は実際数量の把握だけでなく、保管場所の保管状況の把握や保管品目の見直しを行う上でも重要な手続きである。どのアイテムがどの場所にいくつあるのか正確に把握していないと緊急時に適切な対応ができなくなる。備蓄品は保管するために存在するのではなく、災害時に使用するために備えるものである。いつ大量に使用されるか予測できないものであるからこそ日頃の適正な管理が必要である。</p> <p>具体的には次の対策が必要となる。</p> <p>ア 備蓄品の在庫管理規定を策定する。全般を管理する部署の特定、管理部署の明記、入出庫台帳の作成、実地棚卸の実施などについて文章化する。</p> <p>イ 少なくとも年一回の定期的な実地棚卸を実施する。全体的な実地棚卸の責任部署を消防防災課とし、実地棚卸要領を作成する。</p> <p>ウ 実地棚卸による実際在庫と帳簿在庫の差異が生ずる場合には、早急に原因を究明し結果報告を行う。</p> <p>エ 在庫の保管状況をチェックし、不適切な保管状況の品目が発見された場合には早急に保管方法についての改善を行う。</p> <p>オ 使用期限の無い備蓄品についても、保管状態の悪化により使用できないものや、既に能力が低下したため緊急時に適応できないものは新規物品と交換することが必要である。</p> <p>カ 備蓄品のレイアウト図及び備蓄品ごとの棚札を作成して、常に物資を特定できる状況にしておき、通常においても備蓄品の搬入搬出における年月日及び数量等を搬入搬出時に適時に記録しておく。</p>	<p>平成25年10月に防災基地管理運営要領を作成し、保管中の備蓄物資の取扱いに係る次の項目を設けた。</p> <p>① 防災基地で保管中の管理責任部署を消防防災課として明記</p> <p>② 各防災基地の備蓄物資受払簿の整備を明記</p> <p>③ 在庫数確認を消防防災課の主導で年1回以上実施を明記</p> <p>④ 在庫と帳簿数が異なる等疑義が生じた場合の原因究明を明記</p> <p>⑤ 備蓄物資老朽化、陳腐化等がある場合の速やかな更新を明記</p> <p>⑥ 備蓄物資搬出入の手順を明記</p> <p>⑦ 防災基地倉庫の鍵管理の徹底を明記</p> <p>⑧ 備蓄物資保管場所のレイアウト図及び棚札の設置を明記</p> <p>また、民間の物流倉庫におけるフォークリフトの運用に習い、ハンドリフトを平成25年3月に各防災基地に導入し備蓄物資搬出入の迅速化と人的負担の軽減を図った（搬送用パレットも同時導入）。</p> <p>こうした取り組みにより、毎年11月頃に消防防災課の指示のもと、関係課とともに実地棚卸を実施する体制を確立し、平成25年11月に現物点検を実施し、適正に管理を行っている。</p>	消防防災課
防災基地の現地調査【報告書270ページ】	<p>【指摘10】備蓄品の定期的・適切な実物管理が必要である</p> <p>一般的に防災基地の災害対策用備蓄物資・資機材の管理に対する意識が薄く、不十分であると考えられる。例えば、熊谷防災基地では、平成23年1月に緊急雇用対策としてNPO法人による棚卸が行われたことはあるが、基本的に棚卸を実施して数量の管理や破損・陳腐化の状況を把握する意識はない。その結果、中央防災基地においては、備蓄品のテストカウントの結果、クラッカーの数量差異が大きく生じ、その原因を調査したが明確な理由は突き止められなかった。熊谷防災基地でも、一部の備蓄品があるべき備蓄数より少なかったが差異の理由は不明となっている。</p> <p>備蓄物資は、災害発生時等の有事の際に必要な物資・資機材であり、あるべき場所に、あるべき数量がきちんと保管されていることが要求される。そうでなければ、大震災等の発災時には、被災者の救援救護に支障が生じてしまう。よって、今後このような事態を避けるために、少なくとも年1回の実数確認（実地棚卸）が必要と考える。そうすることで、あるべき備蓄物が過不足なく倉庫に保管されているという状態にしておくことが可能となる。そして、実数確認の際に生じた差異に関しては、速やかにその原因を解明して、その後の管理に役立てるべきである。また、実数確認の際には、単に数量を確認するのではなく、備蓄物がロケーションどおりに整理整頓されて保管されているのか、劣化品や破損品の有無、さらには消費期限切れ陳腐化品の有無にも注意して実施することが重要である。</p>	<p>平成25年10月に策定した防災基地管理運営要領により現物点検の実施体制を確立し、毎年1回以上（11月頃）実施することとした。</p> <p>平成24年12月19日に、消防防災課において関係課を招集し災害用備蓄物資の事務打ち合わせを実施し、各防災基地の備蓄物資保管状況の緊急確認を実施することとし、次の日程で実数及び品質の点検を実施した。</p> <p>① 新座、越谷防災基地⇒平成25年1月9日実施</p> <p>② 中央防災基地 ⇒平成25年3月12日実施</p> <p>③ 秩父防災基地 ⇒平成25年3月13日実施</p> <p>④ 熊谷防災基地 ⇒平成25年3月21日実施</p> <p>実施結果を踏まえ関係課において点検結果に基づく管理台帳を作成し消防防災課で集約した。</p> <p>また、平成25年度も11月に同様に現物点検を実施し、適正に管理を行っている。</p>	消防防災課

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：補助金等に係る財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
埼玉県文化芸術拠点創造事業【報告書139ページ】	<p>【指摘1】実績報告書の提出日について 交付要綱第12条には、事業完了後15日以内に提出しなければならないと規定されているが、実績報告書の提出日を抽出確認したところ、15日以内に提出されていなかった。 補助金受領者は交付要綱規定を順守すべきであり、期限を超えて提出された場合には、理由書等の何らかの書面を徴収すべきものと思料する。</p>	<p>補助金交付団体に対し、次の通り指導することとした。 ①助成内定時の団体向け説明会において、実績報告書の提出について、資料及び口頭で明確に連絡。 ②各事業の中間段階において、各団体の事業終了日を電話で確認し、実績報告書の提出期限を再度連絡。 ③事業終了日が迫ってきた団体に対し、事業終了後15日以内に実績報告書を提出する必要がある旨を電話で連絡し、それぞれの提出期限が迫ってきても未提出の場合には、当該団体に提出を催促。</p> <p>この結果、平成25年度においては、各団体とも期限内に実績報告書が提出された。 今後も、上記の運用を徹底し、再発の防止に努めていく。</p>	文化振興課
埼玉県文化振興基金助成事業【報告書144ページ】	<p>【指摘2】補助金事業実績報告書の提出期限について 平成24年度は、4.文化活動サポート団体助成事業として、4団体に助成金を交付しているが、その内の3団体の実績報告書の提出日が交付要綱に違反していた。 埼玉県文化振興基金助成金交付要綱第9条によれば、実績報告書は、事業完了後30日以内にしなければならないと規定されている。しかし、3団体は事業完了後30日を超えて提出していた。 きちんと、交付要綱の規定通りに提出するように指導を徹底するべきである。また、もしもあらかじめ計画書等で実施期間を把握しており、その期間終了後30日を超えても提出が無いようであれば、提出の催促を求めるよう努めるべきである。</p>	<p>補助金交付団体に対し、次の通り指導することとした。 ①助成内定時において、実績報告書の提出について、資料及び口頭で明確に連絡。 ②各事業の中間段階において、各団体の事業終了日を電話で確認し、実績報告書の提出期限を再度連絡。 ③事業終了日が迫ってきた団体に対し、事業終了後30日以内に実績報告書を提出する旨を電話で連絡し、それぞれの提出期限が迫ってきても未提出の場合には、当該団体に提出を催促。</p> <p>この結果、平成25年度においては、各団体とも期限内に実績報告書が提出された。 今後も、上記の運用を徹底し、再発の防止に努めていく。</p>	文化振興課

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
公益財団法人 埼玉県消防協 会補助金【報 告書168ペー ジ】	<p>【指摘3】システム登録誤りをなくすようにすべきである</p> <p>本来は、5,040千円を登録すべきであったが、年二回払いであったため配当登録を二期に分けてしまったことにより、半額の支出負担行為を2回に分けて行っていた。金額が著しく多額である、という訳ではないが、県の財政計画や資金計画を適切に実行するためにも、今後は、このような誤りがないように注意すべきである。</p>	<p>当該補助金は、4月に埼玉県消防協会から交付申請を受け、交付決定、支出負担行為を行うものである。</p> <p>平成26年度の当該補助金に係る予算の配当登録にあたっては、第1四半期に予算額全額の配当を受けるため、システムへの登録を行った。</p> <p>担当者の配当制度の理解不足、チェック体制の不備から生じた誤りであり、課内職員に対し平成26年2月に配当制度を改めて周知するとともに、グループリーダーを主とした二重のチェック体制の徹底を指示し、再発防止に努めることとした。</p> <p>今後も、財務事務に不慣れな職員に対して、財務研修等への積極的な参加を促す。</p>	消防防災課

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：補助金等に係る財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
各種競技会等 開催費・派遣 費等補助金 【報告書473 ページ】	<p>【指摘4】実績報告書の提出期限等遵守の指導について</p> <p>各種競技団体の実績報告書の提出期限や補助金の返還期限が遵守されていない事例が散見される。実績報告書の提出期限を超過した補助事業者に口頭で指示を行っているようであるが記録が残っていない。当該補助事業の県担当課で補助金交付の手続きや補助金返還の債権管理など実施しているが、補助事業者に対し、実績報告書の提出期限や補助金の返還期限を徹底させるための措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、平成25年度より実績報告書の提出期限を超過した場合には、その理由書を提出するように指導しているということであるが、事前の対応をお願いしたい。</p>	<p>平成26年度交付分は、補助金実績報告書等の提出期限について4月23日の補助金事務に関する補助事業者説明会で周知した。さらに交付決定時の通知などを通じて事前の周知を徹底させ、加えて、補助事業者の経理担当者に適宜電話連絡をするなど、書類提出の遅延が生じないよう事前の対応を徹底させる。</p>	スポーツ振興課